

○第6回熊野川の総合的な治水対策協議会 議事要旨

開催日時：平成26年12月25日（木）13:00～15:30

開催場所：大阪合同庁舎第1号館 第一別館3階第四会議室

出席者：近畿中国森林管理局次長、近畿地方整備局河川部長、紀南河川国道事務所長、
紀の川ダム統合管理事務所長、紀伊山地砂防事務所長
三重県県土整備部長、奈良県県土マネジメント部長（代理）、和歌山県県土整備部長
天川村長、五條市長（代理）、野迫川村長、十津川村長、田辺市長（代理）、新宮市長、
熊野市長（代理）、紀宝町長、上北山村長（代理）、下北山村長、北山村長（代理）
関西電力(株)土木建築室長（代理）、電源開発(株)西日本支店長

議事要旨

1)各機関の取り組み状況の報告、意見交換

(1) 堆積土砂の対応状況について

- ・近畿地方整備局河川部、紀南河川国道事務所、奈良県、和歌山県、三重県、関西電力（株）、電源開発（株）西日本支店より資料1について説明。

→国・県・関係機関において、堆積土砂の撤去についてお礼。特に、懸念していた日足地区について、災害推進費により、撤去いただけるということのお礼。（新宮市長）

(2) 治山・砂防の取り組みについて

- ・近畿中国森林管理局、奈良県、和歌山県、三重県より資料2について説明。

→国・三県・関係機関において、治山等の対策にご協力に対するお礼。

濁水を考えたときに、治山の状況等が大きく影響すると考える。これからの工事の進捗状況や完成目標年度について、教えていただきたい。説明の中では、概ね平成30年までとのことであったがそういう理解でよいか。（紀宝町長）

→後ほど、濁水対策の説明の中でスケジュールを示すが、一番遅いところで平成33年までかかる。予算の状況等もあるが、各機関が連携して取り組んでいきたい。（近畿地整河川部長）

→施工上の制約などもあり33年までの計画としているが、早期復旧への思いは同じであり、最大限の努力をしていきたい。（近畿中国森林管理局次長）

(3) 河道閉塞の対応状況について

- ・紀伊山地砂防事務所より資料3について説明。

→7/20に北股地区でやっともとの住居に帰ることができた。4年目の正月を自分の家で迎えることができることは、皆さまのおかげだと感謝する。まだ、法面工事等が残っているが、引き続きよろしく願います。（野迫川村長）

(4) ダムの運用改善の対応状況について

- ・電源開発(株)西日本支店、紀の川ダム統合管理事務所より資料4について説明。

→風屋ダムの表面取水設備の損傷についてご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げる。また、損傷確認から報告が遅れた点についてもお詫び申し上げる。今後は、再発防止策を確実に実施したい。（電源開発(株)）

→風屋ダムの表面取水設備の損傷については、大変遺憾。この件については2週間ほど我々の

方には報告がなかった。地元の新宮市も同様だったと思われる。そのことについて再発防止策がないということもあり、大変遺憾。（和歌山県部長）

→連絡遅れについては、今後そのようなことがないようにチェック体制を確立してすぐに連絡できるように連絡体制表も作成しており、各自治体への報告時にはその旨を説明している。今後このような事がないように留意するので、ご理解いただきたい。（電源開発(株)）

→事実関係の確認ですが、9月16日に設備の不具合が想定されたあと、関係機関には、いつの時点で説明されたのかというのをこの場で報告していただきたい。
（近畿地方整備局河川部長）

→損傷報告として、9月24日に新宮市、紀宝町、十津川村、新宮市水道事業所、北越紀州製紙(株)に報告している。9月26日に新宮市議会への説明要請があったため、10月1日に新宮市議会の災害復興特別委員会に報告している。国交省には、9月26日に報告という形ではないが、紀南河川国道事務所に仮復旧に伴う許認可の問合せを行っている。9月29日、近畿地方整備局河川管理課に損傷状況の報告を行っている。（損傷が確認された）9月20日以降、速やかに報告出来なかったのは弊社の単純なミスで遅れており、お詫び申し上げます。

県については、和歌山県には10月2日に説明に伺っている。ただし、その前に新聞報道があり、先に和歌山県から問い合わせがあるという事態になっており、これも反省している。三重県、奈良県に対しては10月3日に報告している。
（電源開発(株)）

→9月16日に発生して、新宮市と紀宝町には24日、ほかの自治体、国交省にはるか後になっています。二度とこのようなことを起こさないようにすること。
（近畿地方整備局河川部長）

(5) 熊野川の濁水長期化対策検討について

- ・近畿地方整備局河川部より資料5について説明。

→施設改良を風屋ダム、二津野ダムで実施していく。風屋ダム取水設備改造については、地盤等の調査も必要である。できるだけ早く完成させたいと思うが、出水期間等もあり場合によっては2回出水期をまたぐ可能性がある。

運用改善についても実施可能な対策から適宜取り組んでいくのでご理解いただきたい。（電源開発(株)）

→検討会でしっかりと検討いただいたことに対するお礼。12/22に新宮市町内会長連絡協議会主催の勉強会を開催した。市民も濁水に対する不満を抱いている。市当局としてもしっかり対応していくため、関係機関の協力を得ながら進めていきたい。そこで、電源開発(株)に対して3点要望したい。

1点目は、風屋ダムの取水設備改造の完成がH30年度となっているが、これを早めていただきたい。

2点目は、今年度風屋ダムにフェンスを設置いただくが、どのくらい効果が出るのか現時点で分からないため、後日詳細に示していただきたい。

3点目は、十津川第二発電所では、濁度17を基準にフル、ハーフの運用をしているが、ハーフ運転時に上限をもうけていない。他ダムの事例では濁度の上限を設け上限以上となる場合は発電を止めている。

濁りがひどいときには、そのような取り決めをしていただきたい。（新宮市長）

→1点目の風屋ダム取水設備改造の完成時期については、出水期に工事ができない等の制約もあり、今回提示した工程となっている。今後、現地調査、準備工を前倒しする事を急ぎ検討し、H29年度には完成させるように努力したい。

2点目のフェンスの効果については、資料を整えて説明する。

3点目の発電運用については、まずは施設改良や運用改善の効果を見ながらやっていきたい。十津川筋の発電所は電力の安定供給上重要な電源であり発電を継続させて頂きたい。運用の改善、施設改良を早く完成させるといった努力をするのでご理解いただきたい。（電源開発(株)）

→フェンスの効果について、資料を整えてからで良いので、残りの2点とあわせて別の機会でも明確な説明をいただきたい。（新宮市長）

→治山、砂防、治水事業の尽力に対するお礼。濁水検討会についても流域対策、施設改良、運用変更と全てのメニューを検討いただいたお礼。

堆積土砂の撤去についてはいくらやっても、それ以上に流れてくる。また、土捨て場も満杯状態であり、海に運搬するとなると、ダンプの通行による生活への支障もあり困難。土捨て場を確保する方法として河川をショートカットするなども考えられる。

対策をする上ではこのように、上流の問題や下流の問題があるが、一元的な管理によって、一日も早く検討会で検討した効果が出るようお願いしたい。（十津川村長）

→検討会のまとめには、治山砂防事業等によって崩壊地を復旧し、結果的に森林に戻してゆくことが必要とされており、流域対策のように効果発現には時間がかかるものと、フェンスのよう設置すれば効果が出るものがある。

土捨て場の問題は難しい問題であるが引き続き協力をお願いしたい。（近畿地整河川部長）

→濁水検討会、激特事業、災害推進費での掘削に対するお礼。流域対策がいつ頃完成するか提示いただいてよく分かった。

新宮市長からも話があったが、電源開発に対して施設改良を早く完成させて頂きたい。

なお、濁度の問題についてはH23災害以前からも問題になっていた。我々にとって濁水問題は生活を根底からゆるがす問題。まずは今回の検討会結果に沿って取り組みいただき、その上で効果をしっかりと検証して欲しい。（紀宝町長）

→検討会に対するお礼。地元要望があれば検討会結果の説明をお願いしたい。

検討会結果では発電運用の変更が記載されているが、対策とスケジュールからはこの項目が抜けていることについての理由を説明いただきたい。

また、施設改良の完成までに時間がかかりすぎている。県の要望はH27年度中に完成させて頂きたい。

施設改良が完了するまでの間、濁度が下がらない状況が続く。施設改良完了までの間について、運用の変更等の配慮を検討いただきたい。（和歌山県部長）

→発電運用変更は、施設改良とあわせて現在実施している濁水長期化軽減対策（早期濁水排出、清水貯留、十津川第二発電所ハーフ運転）の運用を見直すものと理解している。

風屋ダム取水設備改造の完成については少しでも早くなるよう努力する。

二津野ダムの施設改良が完成するまでも、早期排出、清水貯留等の運用を見直して対応していきたい。（電源開発(株)）

→電源開発で対応いただいていることに対して感謝しているが、地元の要望をよく聞いて対応いただきたい。H23災害以前から濁水問題はあり、電源開発も一緒になって取り組んで欲しい。（和歌山県部長）

→運用変更については是非とも願います。施設改良ができるまで濁度が高い時には発電をストップできないかという声が地元からも上がっている。（新宮市長）

→和歌山県部長も言っているように、検討会では発電運用の変更も効果があるとされている。発電運用の変更とは、電源開発の言っている運用変更ではなく、発電の仕方を変えるものではないのか。（三重県部長）

→発電運用変更には、現在実施している濁水長期化軽減対策（早期濁水排出、清水貯留、十津川第二発電所ハーフ運転）の運用見直しが含まれていると理解している。（電源開発(株)）

→ハーフ運転の時に上限を設けていないので下流の濁度が高いままとなっていることが問題となっている。新宮市や紀宝町はそういうことを言っている。（近畿地整河川部長）

→発電に関して、条件が整えばやっていただくことに異論はないが、対策や運用変更をやってそれでも濁度が落ちないということになれば、濁度の高いときに発電運用を停止する事も考えていただきたい。（和歌山県部長）

→これまでの意見をまとめると以下の3点となる。

1点目は、風屋ダムの取水設備改造を前倒しできないか。

これについては、工程を詳細に（例えば月単位等）記載し、それを示していただく。

2点目は、施設改良と運用変更について具体的な内容が分からない。

これについては、取水設備改良や濁水防止フェンス等の施設改良及び運用変更の具体的内容と、実施する時期を示していただく。

併せて、これらの効果を示していただく。

3点目は、施設対応が完成するまでの発電運用をどうするか。

以上3点について、すぐに回答することは難しいので、電源開発で検討いただき、次回、2月末を目処に、治水・治山・砂防の進捗状況報告と合わせ、協議会の場で報告することを提案する。（近畿地整河川部長）

→各委員異議無し。

以上